

# 千葉市教育支援センター「ライトポート」事業実施要項

## 1 入・退級の手続き

### (1) 「教育支援センター」の見学・面談

- ① 保護者は見学・面談をしたい旨、学校に連絡する。
- ② 学校は、教育センターに連絡し協議した上で、見学・面談の日時を保護者に伝える。
- ③ 児童生徒は保護者同伴の上で、「教育支援センター」の見学・面談を行う。

### (2) 入級の申込み

- ① 保護者は、教育相談・「教育支援センター」の見学の後、「教育支援センター」入級申請書（別紙様式1）を校長に提出する。
- ② 校長は、該当児童生徒の「教育支援センター」入級要請書（別紙様式2）を添えて、「教育支援センター」入級申請書を教育センター所長あてに提出する。

### (3) 試行通級

- ① 入級申請書及び指導記録票を受理し、教育センターは試行通級の開始日時を伝える。
- ② 児童生徒は、指定された日時から通級し、試行通級（原則2週10日間）を開始する。

### (4) 正式入級

- ① 「教育支援センター」は、試行通級期間の児童生徒の様子を試行通級記録（別紙様式4）として教育センター所長あてに報告する。
- ② 教育センター所長は、提出された「教育支援センター」入級申請書・「教育支援センター」入級要請書・試行通級記録の内容から正式入級が適当であると判断した場合は、校長を経由し、「教育支援センター」入級通知書（別紙様式5）を保護者あてに通知する。
- ③ なお、正式に入級が認められた場合は、試行通級期間中に通級した日数を通級日として含め、試行通級開始日を入級日とする。

### (5) 退級

- ① 教育センターおよび「教育支援センター」と児童生徒（保護者）との協議の結果、退級を希望する児童生徒については、校長を経由し、「教育支援センター」退級届（別紙様式6）を教育センター所長あてに提出する。なお、送付日付けをもって退級日とする。
- ② 教育センター所長は、「教育支援センター」通級がこれ以上不相当であると判断される児童生徒については、校長を経由し、「教育支援センター」退級通知書（別紙様式7）を保護者あてに通知することができる。なお、送付日付けをもって退級日とする。

## 2 通級状況の報告

### (1) 月間通級状況報告書

教育センター所長は、当該児童生徒の「教育支援センター」での月間の通級状況（別紙様式8）を校長に報告する。在籍校の学級担任は、児童生徒及び保護者への指導・連絡に活用する。

### (2) 学校との連携

正式入級になった児童生徒の学校に対して、ライトポート見学及びチーフ指導員との面談を行う。正式入級後も、適宜学校と連絡を取り、定期的に担任面談を行っていく。

### 3 児童生徒指導要録上及び出席簿上の出欠席の取扱い

#### (1) 指導要録

校長は、通級状況報告書等を参考とし、「教育支援センター」への通級が当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合は、指導要録上、出席扱いとすることができる。

【参考】 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知） 令和元年10月25日  
出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

#### (2) 出席簿

出席を確認する時点で、当該児童生徒が在籍校に登校していなければ事故欠扱いとし、その後「教育支援センター」から送付される月間通級状況の報告等の内容から、「教育支援センター」での通級状況が当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合は、出席簿上出席扱いとすることができる。

### 4 指導員の資格

指導員は、原則として次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 教員免許所有者や心理学、教育相談等に識見を持っている者。
- (2) 「教育支援センター」の趣旨を理解し、不登校児童生徒の集団生活への適応や社会的自立への支援に積極的に取り組む意欲のある者。

### 5 指導員の職務

指導員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 不登校児童生徒及び保護者に対する教育相談。
- (2) 集団活動の企画・運営及び教科学習に対する支援。
- (3) 不登校児童生徒が在籍する学校との連絡・調整。

### 6 指導方法

通級者の自主性を尊重し、状態に応じた個別プログラムを組み合わせながら、適宜グループ指導を加えていく。

### 7 指導及び活動内容

#### (1) 教育相談

児童生徒並びにその保護者に対する教育相談の実施。

#### (2) 興味・関心に応じた自主的な活動

コンピュータ操作、音楽鑑賞、読書、将棋・囲碁等

#### (3) スポーツ活動

卓球・バドミントン等のスポーツ、学校施設を利用した体力づくりの実施。

#### (4) 創作活動

調理、園芸、工芸、ペーパークラフト、ジグソーパズル等

(5) 教科学習への援助

国語、社会、算数・数学、理科、英語等

(6) 保護者及び在籍校との連携

保護者との懇談会、在籍校学級担任との連絡会等の実施。

(7) 行事への参加

長柄ジョイントキャンプ、ジョイントフェスタ、スポーツフェスタ、職場体験等

8 「教育支援センター」の一日の流れ（例）

時 間	活 動	主 な 内 容
9:30 ～	おしゃべりタイム マイフリータイム	情緒の安定を確認 準備、自主・自立的な活動を促す
9:55 ～	朝の会	今日の予定
10:10 ～	学習タイム	参考書等を活用しての自主学习
11:30 ～	昼食	グループで楽しく会食
12:10 ～	昼休み・スポーツ	スポーツで軽く汗を流す
13:00 ～	清掃	自分たちが使っている場所を清掃する
13:20 ～	グループ活動	人間関係づくりゲームなどをグループで行う 製作活動等
14:50 ～	振り返りタイム	1日の活動を振り返って、「一言日記」を書く
15:00 ～	帰宅	

※上記の一日の流れは、一般的な例である。

※平行して児童生徒本人の希望により、教育相談（面談）や教科の補充学習を行う。

※水曜日は9:30～12:00で、午後は指導員の研修、保護者懇談会、在籍校連絡会等を実施する。

9 その他

(1) 災害給付

「教育支援センター」通級日の通級及び活動中における児童生徒の災害は、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度を適用する。

(2) 通学定期乗車券制度の適用

平成5年3月19日付け 5初中第30号 文部省初等中等教育局中学校課長通知に基づく。

①対象

千葉市「教育支援センター」に通級し、校長が通級した日数を指導要録上出席扱いとすることができる児童生徒

②内容

鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、乗合バスについては通学定期乗車券がそれぞれ適用できる。

③手続き

当該児童生徒が在籍する学校の校長が、各鉄道事業者及び各バス事業者の定めるところに基づき、通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等、必要な手続きを行う。

附則 この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

- 附則 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。